

平成28年度第4回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成28年5月23日

担当部・課：選挙管理委員会事務局〔内線5822〕

<b>①件名</b>
石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しについて
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 市議会議員及び市長の選挙においては、選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成（市長選挙のみ）を公費負担により行うことを条例で定め、その限度額単価については公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に定める額と同額としているところである。 この度、同施行令の一部を改正する政令が、本年4月8日に公布、施行され、公営に要する経費の限度額単価が、最近における物価の変動などにより引き上げが図られた。
<b>【目的】</b> 条例で定める選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成の公費負担の限度額単価を同施行令で定める額と同額とすることで単価根拠の明確化を図り、かつ選挙運動に係る費用の高額化を回避するとともに、経済力の劣る候補者にも最低限の平等な選挙運動の機会を保障する。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）  <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<b>【経過】</b> 平成28年4月8日 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）が公布、施行される。  <b>【市民参加の有無】</b> 無
<b>⑤主要内容</b>

選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成の公費負担の限度額単価を、公職選挙法施行令の上限と同額に引き上げる。

1 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例関係

区 分		改 正	現 行
一般運送契約 以外の契約	自動車借入れ	15,800円	15,300円
	燃 料 費	7,560円	7,350円
ポスター作成	1枚あたり	525円6銭	510円48銭
	定 額	310,500円	301,875円

2 石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例関係

区 分	改 正	現 行
ビラ作成	7円51銭	7円30銭

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- 市議会議員及び市長の選挙に係る執行経費は、すべて一般財源による。
- 平成29年執行予定の市長選挙及び市議会議員補欠選挙における限度額単価の引き上げによる経費見込みは次のとおり。【候補者1人あたりの見込み経費】

	改 正		現 行		比較
石巻市議会議員及び 石巻市長の選挙にお ける選挙運動の公費 負担に関する条例関 係	自動車借入れ	110,600円	自動車借入れ	107,100円	18,242円
	燃料費	52,920円	燃料費	51,450円	
	ポスター作成	476,528円	ポスター作成	463,256円	
	計	640,048円	計	621,806円	
石巻市長の選挙にお けるビラの作成の公 費負担に関する条例 関係	ビラ作成	120,160円	ビラ作成	116,800円	3,360円

⑦他の自治体の政策との比較検討

別紙「公職選挙法等の改正に伴う関係条例の改正予定状況一覧」のとおり

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年6月 市議会第2回定例会へ提案、公布の日から施行  
 平成28年7月上旬 選挙管理委員会に關係規程の改正案を提案  
 ・石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
 条例施行規程 ほか1件  
 平成29年4月 石巻市長選挙及び石巻市議会議員補欠選挙から適用

⑨その他

なし